

J R宇都宮駅西口周辺地区整備懇談会 設置要領

(設置)

第1条 J R宇都宮駅西口周辺地区の基本構想策定に当たり、J R宇都宮駅西口周辺地区のまちづくりについて、市民や有識者、関係団体等からの意見を反映するため、J R宇都宮駅西口周辺地区整備懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は以下に掲げる事項を協議する。

- (1) J R宇都宮駅西口周辺地区のまちづくりに関すること。
- (2) その他、基本構想策定に当たり必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体
- (3) 行政機関
- (4) 公募により選考された者

3 委員の任期は、委嘱した日から、平成25年3月31日までとする。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、議事進行に当たる。

(関係者の出席)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則として公開する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部地域政策室において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月28日から施行する。